

## 第2章

# 町全体に共通する都市づくり (全体構想)



箱根町役場本庁舎

## 第2章のポイント

本章では、町全体の共通する都市づくり（全体構想）の考え方を自然環境や土地利用、交通施設、都市基盤施設、景観、防災対策の観点から示しています。

### 第2章インデックス



大涌谷姥子自然探勝歩道

#### 1 全体構想について

P29

#### 2 自然環境の保全の考え方

P30

#### 3 土地利用の考え方

P32

#### 4 交通施設の整備の考え方

P35

#### 5 都市基盤施設の整備の考え方

P38

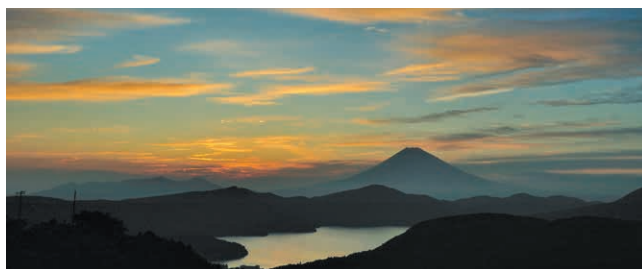
#### 6 景観の保全・形成の考え方

P43

#### 7 防災対策の考え方

P45

# 1 全体構想について



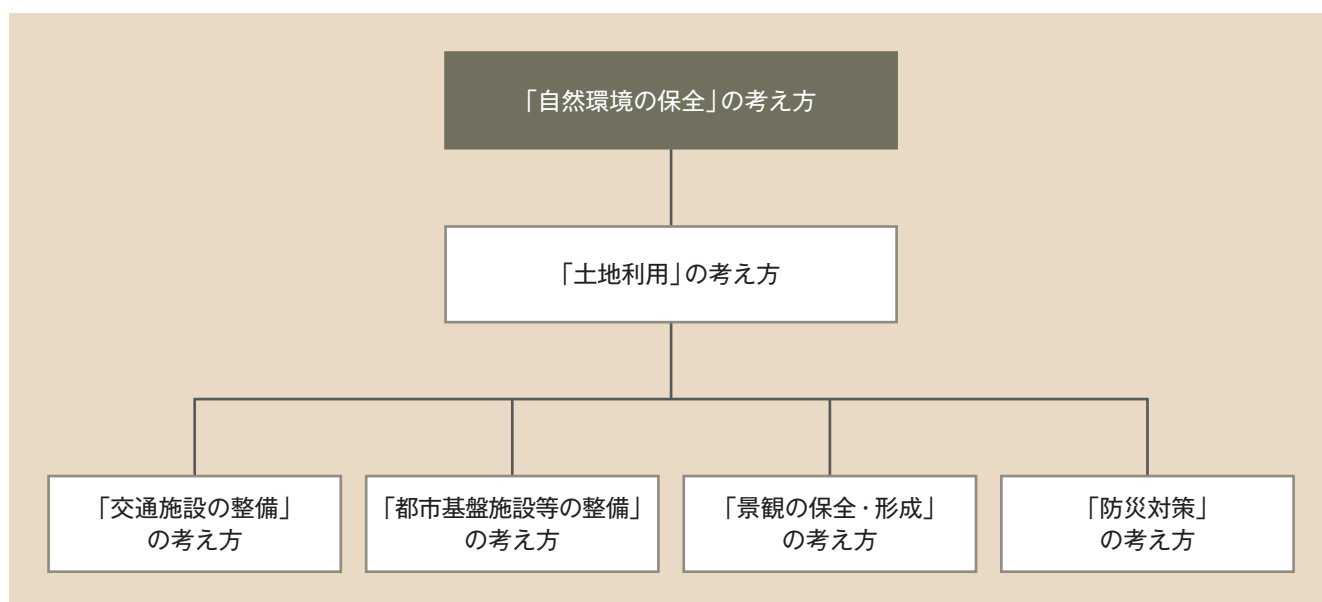
富士山と箱根外輪山

## 1 全体構想の表すもの

本都市計画マスタープランの目指すべき将来像の実現に向け、土地利用や都市基盤施設などの整備、景観形成や防災といった分野における、町全体に共通する都市づくりの大きな考え方を明らかにしています。

## 2 全体構想の構成

本町の宝というべき豊かな自然環境は、他に類をみないほどの魅力あふれる自然景観を生み出し、町民や国内外から訪れる多くの観光客に癒しと活力を提供し続けており、その保全は町の第一の使命といえます。そこで、全体構想においてはまず、第一に本町の都市づくりの前提と考える「自然環境の保全の考え方」を表した上で、それを踏まえ引き続き「土地利用」、「交通施設の整備」、「都市基盤施設等の整備」、「景観の保全・形成」、「防災対策」それぞれの考え方を示しています。



## 2 自然環境の保全の 考え方



仙石原湿原植物群

### 基本方針

箱根火山がもたらす優れた自然景観と豊かな天然資源に恵まれた本町は、昭和11(1936)年に国立公園に指定され、これら天与の自然環境を保全しつつ、適正な制限のもとに合理的な土地利用を図るという基本理念のもと、自然美豊かな国際観光地として着実な発展を遂げてきました。

本町のもつ豊かな自然環境は、国内外から訪れる多くの観光客を魅了し続けており、この自然環境こそが本町を支える最も大切な資産であるといえます。

そのため、今後も豊かな自然環境を可能な限り保全することを第一の使命とし、その上で秩序ある土地利用を行い、自然と共生する豊かで住み良い、多くの人々に愛される持続可能な都市づくりの実現を図ります。

### 1 自然環境の保全

#### ① 自然公園法による自然環境の保全

本町は、ほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園に指定され、自然公園法に基づいた保全策がとられており、このうち特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域A区域および第3種特別地域A区域(P102参照)に指定されている区域は、本町の豊かな自然環境を形成するとともに、多様な生態系を確保する重要な役割を有しています。

そのため、これらの地域については、都市の骨格を形成する緑地として、さらには町の宝として、今後も厳正に保全を図っていきます。

#### ② 森林資源の保全と災害防止など

新緑や紅葉などの四季を彩る木々を携えた森林は、優れた自然景観を生み出すとともに、空気の浄化等の機能を有していることから、風致<sup>\*1</sup>の良好な地域等は、保健保安林<sup>\*2</sup>として保全を図ります。

また、山岳地形である本町は、急傾斜地が多いことから、土砂流出防備保安林や土砂崩壊防備保安林などの樹林地の保全に努め、土砂の流出や崩壊等の災害防止を図っていきます。

#### ③ 水資源の保全

温泉は、箱根火山の大いなる恵みであり、本町の観光を支える重要な天然資源であるため、掘削や増堀などは県の指導のもとに慎重に行う等、県との連携を図りながら保護に努めていきます。

また、地下水はその採取により水資源や温泉資源の枯渇化が危惧されていることから、温泉を含めた状況を継続的に調査し、永続的に守り続けるための対策の検討を図ります。

\*1 風致…自然の風景などがもつおもむきや味わいのこと。風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法で規定する地域地区である。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるもの。

\*2 保健保安林…森林レクリエーションの場を提供する、空気を浄化する、騒音を緩和するなどにより生活環境を守る保安林のこと。

4 湖・河川環境保全

芦ノ湖をはじめ早川や須雲川水系については、下水道整備などによる水質環境保全と自然環境に配慮した親水性のある護岸整備を推進します。

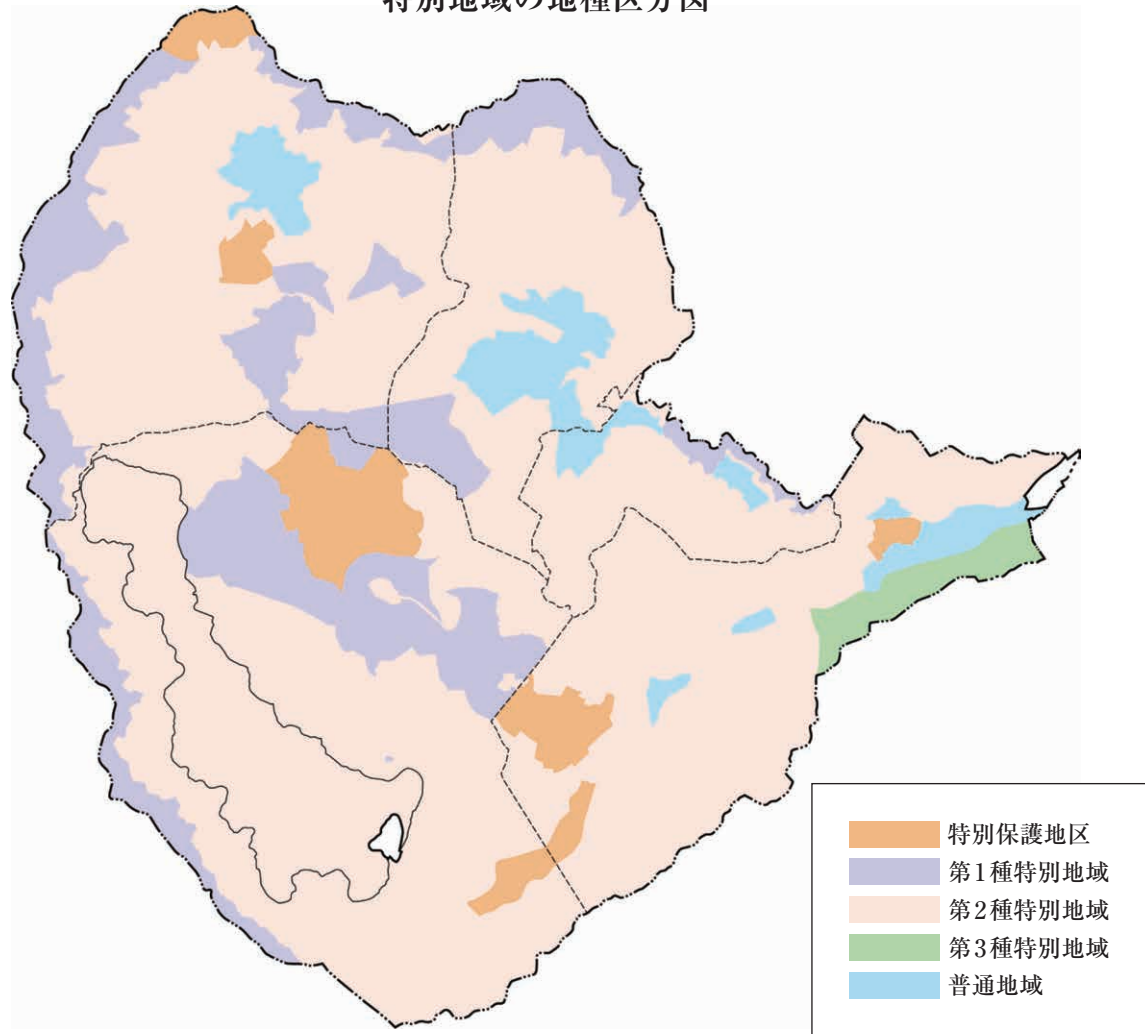
5 多様な生態系の確保と保全施設の整備

山や湖、川などに生息する貴重な動植物の保護と生息環境の維持保全に努めます。また、自然環境の破壊を防止するとともに、人々が自然にふれあう際の安全性と利便性を保つため、ハイキングコースなどの自然環境に配慮した適正な施設整備を図ります。

2 自然環境に配慮した都市づくり

都市計画マスタープランの都市づくりの目標である『人と自然のやさしさに抱かれ 住んで満たされ、訪れて満たされる 活力のあるまち』の実現を目指し、都市的土地利用<sup>\*3</sup>や都市基盤整備を進めるにあたっては、自然との共生を基本的なスタンスとし、県内唯一の国立公園である本町固有の優れた自然資源への影響を極力小さくするよう努めていきます。

特別地域の地種区分図



\*3 都市的土地利用…住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による暮らしに関わる土地利用。

## 3 土地利用の考え方



湯本弥栄橋付近

### 基本方針

本町は、ほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園に位置しており、自然公園法、都市計画法さらには町の景観条例や景観計画などに基づき、先の考え方で示したように豊かな自然環境と優れた風致景観の保全を最優先とするとともに、快適で豊かな町民生活と国際観光地としての活力にあふれる社会経済活動が行われるよう、適正な制限のもとに秩序ある合理的な土地利用を図ります。

### 1 主要用途の方針

#### 1 商業地

##### ア 中心商業・業務地

箱根湯本駅周辺は、本町の玄関口として商業機能の集積が図られているとともに、町役場が立地するなど行政サービスの中心的な役割を担う重要拠点となっていることから、多様化、高度化する町民や観光客の消費・サービス需要に対応できるよう、さまざまな機能が集約された利便性の高い中心商業・業務地としての維持増進を図ります。

##### イ 近隣商業地

町民の日常的な購買需要を賄う拠点的な役割を有していることから、地域に密着した利便性の高い商業機能の維持増進を図ります。

##### ウ 観光商業地

観光客が集まる観光商業の拠点となっていることから、観光客の利便性を考慮しつつ、各地域の特性を生かした活力のある商業地としての維持増進を図ります。

#### 2 住宅地

##### ア 一般住宅地

既成市街地の住宅地は、町民の生活利便に資する道路、公園、下水道などの適正かつ有効な都市基盤施設の整備や子育て支援体制の充実などを進めることで、満足度の高い良好な住居環境の維持増進を図ります。

##### イ 別荘住宅地

豊かな自然環境に恵まれた別荘住宅地は、優れた風致景観を維持しながら、良好な住居環境の保護を図ります。

3

### 住宅・観光混在地

住宅・観光混在地は、旅館・ホテルや保養所といった宿泊施設などと住宅が混在し、多くの観光客が集まる場所となっています。また、豊かな自然環境や温泉資源、歴史的文化遺産などが存在することから、緑豊かで快適な住環境の形成と観光地としての雰囲気を阻害しないような土地利用の促進などを図ります。なお、箱根寄木細工の作業場が立地する畑宿地区においては、良好な住居環境の保全を図りながら、観光産業の一端を担う伝統工芸「箱根寄木細工」の保護育成を図ります。

4

### 都市計画用途の指定のない区域

#### ア 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本町は、ほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園として、自然環境の保全を図る区域に指定されています。この豊かな自然環境と優れた風致景観を未来に継承するため、特に都市計画用途の指定がない区域については、自然環境の保全を図っていきます。

#### イ 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

既成市街地を形成している地区については、計画的かつ適正な土地利用を図りながら、国立公園の優れた自然環境を将来にわたり維持するため、自然公園法を踏まえた建築活動の適正な規制誘導を図ります。

2

## 調和のとれた土地利用

土地利用については、自然、生活、観光、歴史資源、景観など本町を構成する重要な要素が指定された都市計画用途の中で、それぞれの要素の調和が図られ、快適で豊かな町民生活や活力あふれる社会経済活動が持続的に展開されるように努めます。

また、地域の特性にあった土地利用を推進するため、必要に応じて地区計画などの諸制度を活用し、町民や観光客が自然や歴史資源を身近に感じられる、魅力ある都市づくりを図ります。

1

### 人と自然の調和

自然と調和した土地利用の推進など、快適で豊かな町民生活と活力あふれる社会経済活動が安全に行われるよう、適正な土地利用を図ります。

2

### 生活と観光の調和

国際観光地である箱根として、風致景観の維持保全を図るとともに、少子高齢社会に対応し、定住化を促進するため、住環境整備や商業系の土地利用など地域の特性に応じた土地の効果的な利用や複合的な利用について十分考慮し、町民と協働しながら豊かな生活環境を確保する計画的な土地利用を図ります。

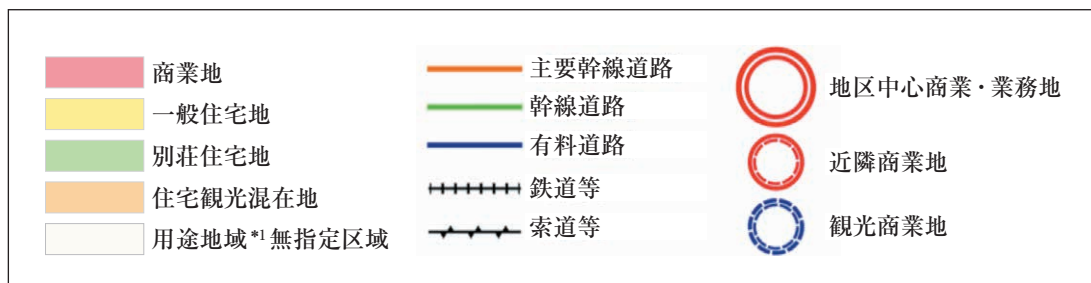
3

### 伝統と未来の調和

1200年もの歴史をもつ温泉郷や「伝統」を感じる街なみは本町の魅力でもあります。さらに観光地としての魅力を維持向上させるため、自然や歴史資源と調和した景観の保全を図ります。



## 土地利用現況図



## 4 交通施設の整備の 考え方



旭橋

### 基本方針

本町においては、主要幹線道路の国道1号、国道138号を軸に山崎インターチェンジや御殿場インターチェンジへのアクセスにも恵まれ、県道と主要な町道により、道路網を形成しています。

この主要幹線道路を中心としたバス路線網や箱根登山鉄道などの鉄道網、さらには、ケーブルカーやロープウェイの交通機関があります。

また、国際観光地という特性上、広域的な交通需要などの増大が見込まれていることから、既存の主要軸(東海道軸、御殿場軸、箱根湯河原リゾート軸)を充実することで、生活拠点の機能強化や回遊性のある交流ネットワークの形成を図ります。

さらには、観光面や予想される大規模災害発生時の対応のために、新たな広域的交通網の整備・充実を図ります。

### 1 本町の骨格を形成する道路網

#### 1 主要幹線道路の整備

##### ア 国道1号

国道1号は、小田原市から湯本、宮ノ下、箱根を經由し、静岡県三島市へ結ぶ、本町の主要軸(東海道軸)であり、小田原箱根道路(国道1号小田原箱根線)や函嶺洞門バイパスが開通し、渋滞緩和や交通安全対策が図られていますが、誰もが安全、安心、快適な移動ができるように必要な整備を促進します。

##### イ 国道1号(箱根新道)

国道1号(箱根新道)は、湯本から箱根峠付近を結び、現在は無料化されていることから、これに接続した小田原箱根道路(国道1号小田原箱根線)との連携により交通の一箇所集中を抑制できるように交通渋滞緩和を促進します。

##### ウ 国道138号

国道138号は、小田原市から湯本、宮ノ下、仙石原を經由し、静岡県御殿場市にて東名高速道路へと結ぶ、本町の主要軸(御殿場軸)であることから、適切な維持管理と、誰もが安全、安心、快適な移動ができるように歩道整備などを促進します。

##### エ 県道75号(湯河原箱根仙石原線)

県道75号は、仙石原から箱根を經由し湯河原町へ結ぶ、本町の主要軸(箱根湯河原リゾート軸)であることから、適切な維持管理を促進します。また、仙石原すすき草原付近については、天然記念物である箱根仙石原湿原植物群に配慮をしながら誰もが安全、安心に散策できるよう、歩道整備を促進します。

2

### 幹線道路の整備

主要幹線道路とネットワークを形成している幹線道路の県道723号(関本小涌谷)、県道732号(湯本元箱根)、県道733号(仙石原強羅停車場)、県道734号(大涌谷小涌谷)、県道735号(大涌谷湖尻)および県道736号(御殿場箱根)については、誰もが安全、安心、快適な移動ができるように改良整備などを促進します。

3

### 広域的交通網の整備

南足柄市と箱根町を連絡する県道731号(矢倉沢仙石原)を災害などの発生時の新たなライフライン<sup>\*1</sup>の確保と地域振興を目的とした広域ネットワークの形成を図るために、整備を促進します。

また、地域の利便性向上や災害時の代替ルートとしての活用が望まれている足柄幹線林道の一般車通行規制緩和を促進します。

2

## 安心・安全に利用できる道路環境の形成

1

### 生活道路の整備

生活に密着する道路である町道については、路面状態の調査を基に老朽化している路線から優先的に舗装の打替えを行うなど、道路が常時良好な状態に保つように努め、その道路の機能を維持するための適切な維持管理を図るとともに、道路施設である道路橋りょうの長寿命化に取り組みます。また、幅員4m未満の狭あい道路については、沿道の建物の更新時期にあわせて拡幅を進め、快適な道路環境の整備を推進します。

2

### 歩道の整備

町民の日常生活や観光客による歩行観光のためには、安全、安心に移動できる歩道が必要といえます。そのため、地域の回遊性を高める歩道ネットワーク化と小・中学校の通学路となっている道路については、歩道の整備を促進します。

また、子ども、高齢者、観光客など誰もが安全、安心、快適に通行できるユニバーサルデザインに対応した歩行者空間の形成を目指します。

3

## 公共交通の利便性の確保や駅などの交通拠点の機能充実

1

### 公共交通の利便性の確保

本町の主要な公共交通である鉄道、バスについては、通勤、通学時の重要な足として、また高齢者や障がい者など町民の移動しやすさの向上を推進するとともに、観光と連携した公共交通の利活用の促進や外国人観光客など誰もが分かりやすい交通案内などの充実を図っていきます。

## 2 各種交通機関の効率的な利用の促進

近年のインバウンド(訪日外国人旅行)需用の高まりや平成32(2020)年の東京オリンピック・パラリンピック開催により、今後も国内外からの観光客の増加が見込まれています。そのため、これに伴い増大する交通需要に対しては、可能な限り公共輸送機関の活用を図り、各種交通機関の効率的な利用を促進します。

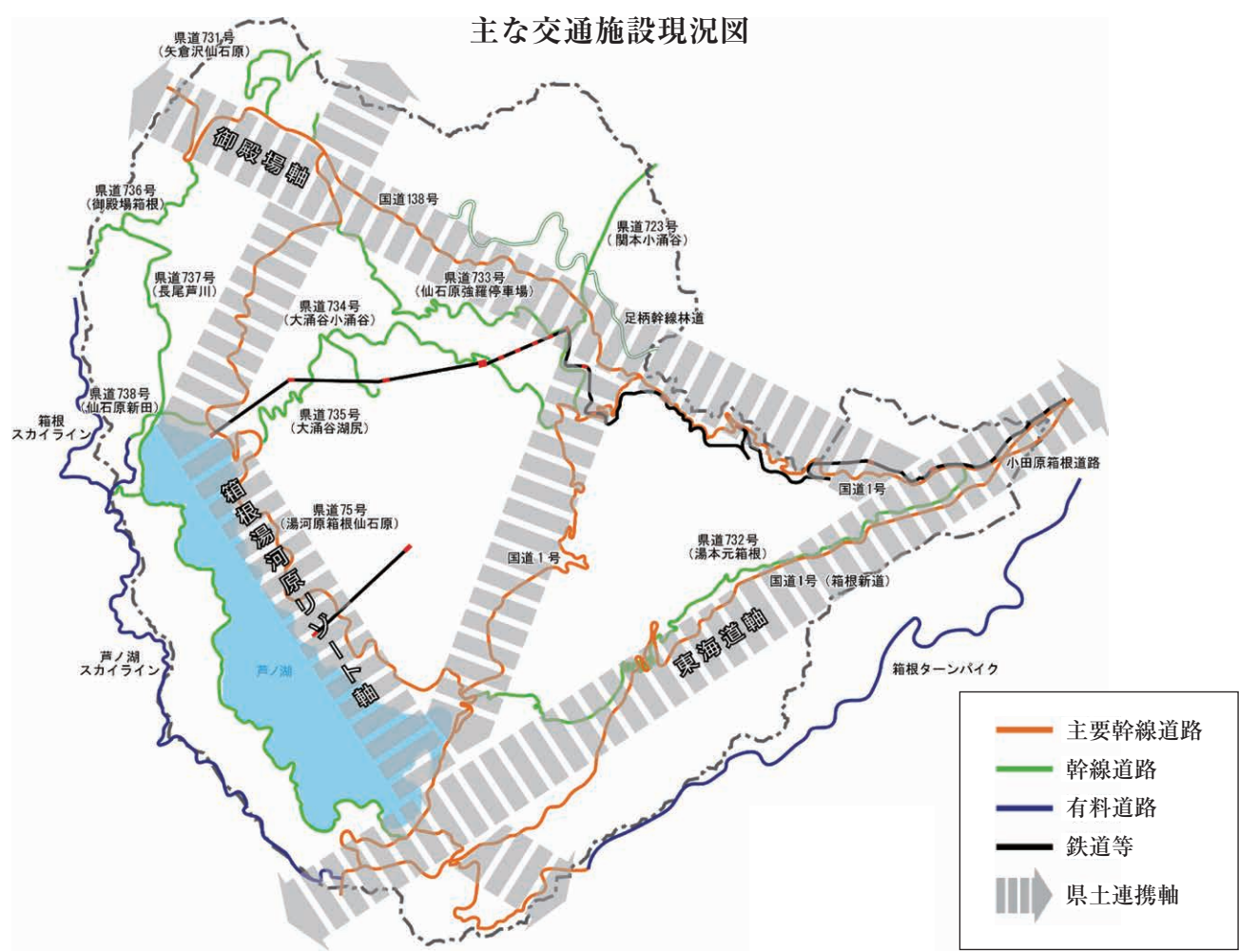
## 3 駅など主な交通拠点の機能充実

本町の主要駅などについては、バリアフリー化をはじめ、外国人観光客や高齢者など、誰にでもやさしく利用しやすいユニバーサルデザインを意識した利便性の向上による機能の充実を促進します。

特に、箱根湯本駅周辺については、安全な歩行者空間の形成や乗り換え利便性の向上および交通渋滞緩和を図るなど、引き続き、国際観光地の玄関口にふさわしい交通結節点機能\*2の充実を図っていきます。

## 4 自然環境への負荷軽減

公共交通の利用を推進して、交通渋滞の緩和と自然環境への負荷軽減を図るため、県や事業者などとの連携により、パークアンドライド\*3やパークアンドサイクル\*4等の促進に努めます。



\*2 交通結節点機能…鉄道の乗り継ぎ、鉄道とバスなどの乗り換え、自動車から公共交通機関等への乗り換えを円滑に行うために、交通機関の集まる機能。その機能強化の手法として、駅舎の構造改良や各種交通機関の乗降場所の適正配置、案内表示の改良などがある。  
 \*3 パークアンドライド…都市部や観光地などの交通渋滞の緩和のため、自動車等を郊外の鉄道駅やバス停留所等に設けた駐車場にとめて、そこから鉄道や路線バス等の公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法。  
 \*4 パークアンドサイクル…自家用車を駐車(パーク)して、その場所から自転車(サイクル)に乗り換え、駐車場を拠点とした観光地などを移動するシステム。

## 5 都市基盤施設の整備の 考え方



湖尻水門

### 基本方針

公園・緑地、公共下水道、河川、環境衛生施設やその他町公共施設などの都市基盤施設は、本町の良好な住環境を維持するとともに、円滑な都市活動を支える重要な役割を担っています。その整備にあたっては、町のほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園に位置していることから、豊かな自然環境や優れた自然景観に十分配慮し進めます。

また、人口減少や少子高齢化などに対応した施設整備を図るとともに、老朽化に伴い経費が大きな財政負担となることが見込まれるため、適正な維持・管理と長期的な視野に立った上で「選択と集中」により適正配置を図ります。

### 1 公園・緑地の整備方針

#### ① 公園・広場

身近なレクリエーションの場や災害時における一時避難場所としての空間や主として歩行者などの休息・交流等を目的とする空間を確保し、適正な整備・管理を推進します。また、樹林地、湖沼などの良好な自然的環境を形成する場所としての空間の確保を図ります。

子育て環境に適した芝生広場や、高齢者などが散歩中に一休みできる小公園など地域と協働を図り、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。

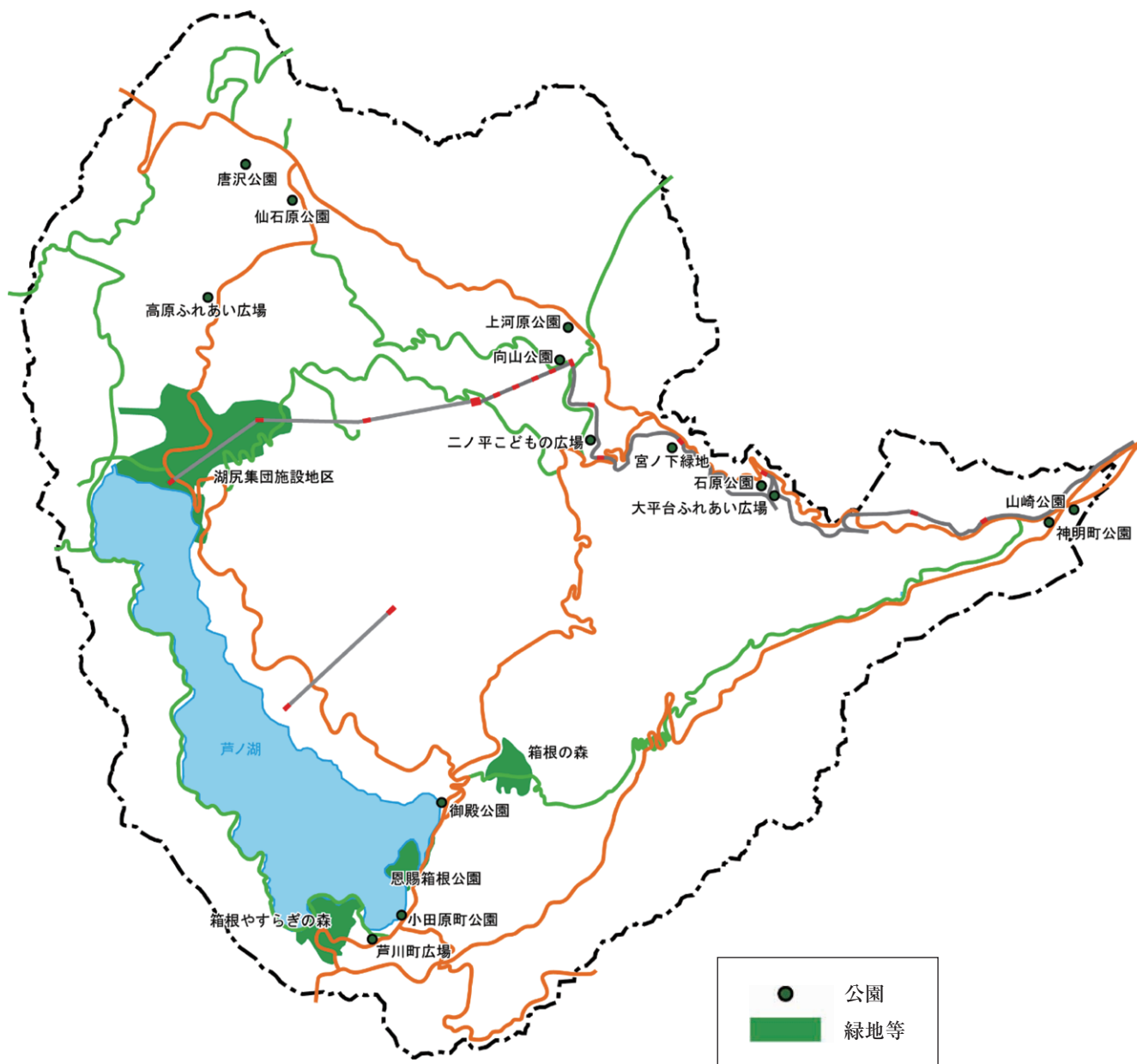
#### ② 緑地

自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上などを目的とする公共の空き地を確保するとともに、公共施設や観光施設の緑化や歴史的な樹林等の保全を図ります。

#### ③ 豊かな地域づくりの創出

地域の活性化、観光、地域間の交流や連携のための資源として、町民や観光客などの心を癒す、四季折々の花木の植栽を促進するなど美しい住環境づくりを推進します。また、その保全、管理、あるいは創出において町民などの参画による協働について取り組みます。

# 公園・緑地現況図



恩賜箱根公園からの富士山

## 2 公共下水道の整備方針

1

### 第1号・第2号公共下水道事業

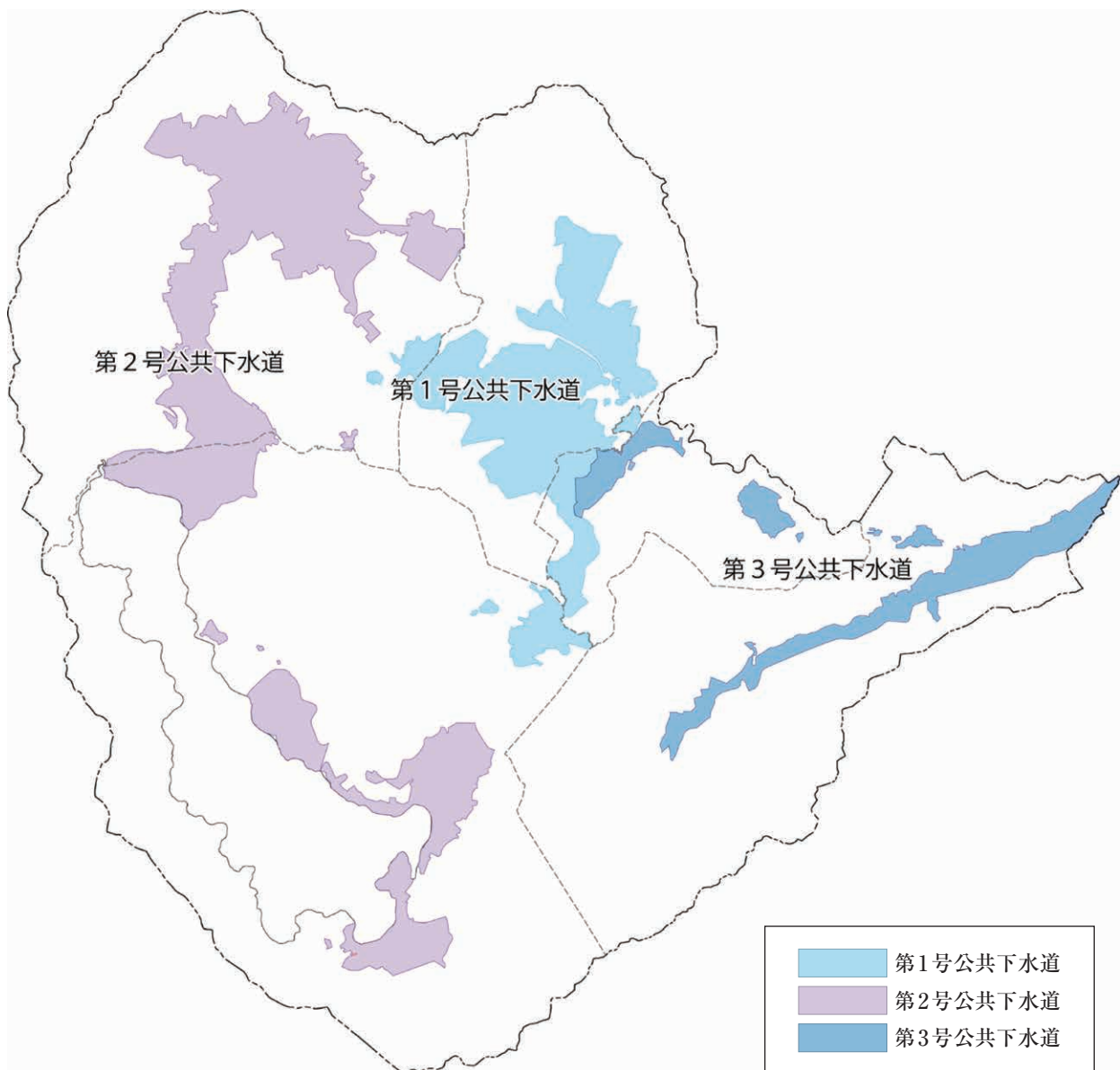
観光立町である本町においては、芦ノ湖および早川の水質保全が観光行政の重要な一要因であることから、第1号・第2号公共下水道事業について適正な維持管理を図り、良好な水質を確保するとともに未供用区域の整備を推進します。また、終末処理施設などについては、長寿命化・改築について計画策定し実施します。

2

### 第3号公共下水道事業

箱根の玄関口である湯本地区については、酒匂川流域下水道（小田原箱根幹線）の整備にあわせて、早期供用開始を目指し、第3号公共下水道事業を推進します。

公共下水道現況図



## 3 河川の整備方針

### 1 河川の整備と維持管理

二級河川早川については、都市の安全性を高め、治水機能の向上などを図るとともに、水辺の動植物の生息環境の保全、水質浄化対策等自然環境の保全を促進するよう、老朽化した護岸の修繕や河床整理等を促進します。

### 2 快適な水辺空間の環境整備

早川、須雲川および芦ノ湖の水辺空間に親しみ、楽しんでもらえるような、快適な水辺空間の環境整備を促進し、人と自然にやさしい河川づくりを促進します。

## 4 環境衛生施設の整備方針

### 1 ごみ処理施設

ごみ処理施設については、現有施設の維持・補修を図りながら効率的な活用に努めるとともに、平成18(2006)年度に設立された小田原・足柄下地区ごみ処理広域化協議会において、ごみの広域的な処理について検討しています。当面は、ごみ処理広域化(集約)を見据えながら小田原市と足柄下郡の2つの系統でごみ処理体制を組み立てていきます。

### 2 し尿処理施設

し尿処理施設については、現有施設の維持・補修を図りながら効率的な活用に努めるとともに、本町の実情にあった処理方法の検討を行っていきます。

## 5 町公共施設の整備方針

誰もが安心して公共施設を持続して利用できるよう、人口減少社会や超高齢社会などの社会情勢を十分視野に入れ、経営的視点から公共施設の量・質・コスト等の見直しを図ります。

見直しにあたっては、公共施設等総合管理計画に基づいた施設全体の見直しを図るとともに、公共施設マネジメント基本方針や公共施設再編・整備計画に基づき、宮ノ下地区のモデル事業の手法をもとに、町民との協働により施設の統廃合や長寿命化、運営コストの見直しなど、具体的な取組を実施します。



## 6 地籍調査の方針

地籍調査については、町内のほぼ全域が対象範囲であり、調査完了までに長い期間を要するため、緊急性や費用対効果などの視点から、優先的に実施すべき地域を定めて集中的に調査を進めます。

町公共施設等現況図



## 6 景観の保全・形成の 考え方



早川溪谷の紅葉

### 基本方針

本町では、自然公園法および町の景観条例・計画などにより美しい自然環境や風致景観の保全・形成に努めてきましたが、近年、わが国の社会経済情勢は大きく変化をしており、町を取り巻く景観環境にも大きな影響を与えています。

また、平成21(2009)年度に施行した町の景観条例・計画の取組も極めて重要な段階にあることから、改めて計画内容や取組の状況を再確認するとともに、町を取り巻く景観環境を十分踏まえた上で、今後における本町の良い景観づくりに向けた方策を検討し、景観形成の目的である「町民が箱根町に愛着と誇りを持って住み続けられる環境の創出」、「観光客がまた訪れたいと思えるような環境の創出」の具現化へ向けて推進します。

推進にあたっては、町民、国・県、他自治体と協働・連携し積極的に取り組むとともに、町が先導的な役割を担いつつ、他の自治体に誇れるような箱根施策を展開します。

### 1 良好な景観づくりに向けた取組

#### 1 景観計画施策の見直しと適切な進行管理

箱根町景観計画は平成21(2009)年に施行し、その推進を3つのステップに分け、段階的に展開することとしています。現在2つめのステップにあり、最終ステップへの橋渡しをする発展的な重要な段階にあたるため、改めて計画の内容や実施状況、課題などを確認し、今後の施策や各種制度内容について見直すとともに、適切な計画の進行管理のあり方について検討します。

#### 2 町の先導的役割の遂行

景観施策を効果的に推進するためには、町民や事業者に対し町が先導的な役割を担う必要があります。そのため、町の公共サインガイドラインなど各種基準の内容について再確認するとともに、職員の情報の共有化や推進体制の強化を図ります。

また、庁内会議や研修会などを開催し、職員の共通認識と知識の習得・向上に努めます。

#### 3 景観法などに基づく施策の展開

良好な景観の形成を促進するため景観法における景観重要建造物・樹木の指定、景観重要公共施設の整備や景観協議会<sup>\*1</sup>の設置、景観整備機構の指定など諸制度を活用した施策実施について検討します。

\*1 景観協議会…景観法の規定により、景観行政団体(箱根町)などが組織できるもので、住民や公共施設管理者、活動団体の代表者等、さまざまな関係者が集まり、良好な景観形成を図るために必要な協議やルールづくりを行う制度。

4

### 独自施策の展開

本町には、山なみ、湖、河川などがつくる優れた自然景観や歴史ある温泉場、宿場町、保養地等の街なみ等の独自の景観があります。それら景観を残し、独自の文化を育み、国際観光地箱根にふさわしい景観の創設に努める必要があります。これからの景観の保全・形成については、景観モデル地区の指定や景観まちづくり団体\*1の創設など、町民と協働し知恵を出しあいながら地域の特性に応じた取組を進めます。

5

### 国・県、関連自治体との連携

本町のほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園に位置し、自然公園法により地域の自然環境に応じてその保護や利用が図られています。屋外広告物については自然公園法に加え、県の屋外広告物条例により規制されています。本町の景観条例・計画は、それら関連する法令と補完しあい、町の景観の保全・形成が図られていますが、景観施策を総合的に推進するため国や県などとの更なる連携を図ります。

また、景観施策は関連する自治体との広域的な取組が効果を発揮する場合があるので、その他自治体との連携・強化に努めます。

## 2 町民とともに進める景観づくり

景観施策の推進は町民などとの協働による取組が極めて重要です。

そのため町民などの意識啓発および知識向上を図るため、広報等による従来からの情報提供手段に加え、Facebook等のソーシャルネットワークサービス\*2を利用し積極的に情報提供を行うとともに、景観まちづくりに係る講習会等を実施します。

また、町民の主体的な活動を促進するため、既存の制度の推進を図るとともに、建物や屋外広告物の修景に係る助成制度の創設について検討します。



芦ノ湖の雪景色

\*1 景観まちづくり団体…自治会や良好な景観の形成に関する活動を行うまちづくりに関する団体のこと。平成22(2010)年に「箱根関所通り景観まちづくり研究会」発足。

\*2 ソーシャルネットワークサービス…個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

## 7 防災対策の考え方



大涌谷

### 基本方針

年間約2,000万人もの観光客が訪れる本町では、今後起こりうる自然災害に対して、町民や観光客の生命を守り、安全な生活と滞在を確保できる都市づくりが求められています。

大規模な地震による家屋などの倒壊や火災、火山の噴火、突発的・局地的な集中豪雨による洪水や土砂災害等の自然災害から人々の生命を守るために、災害リスク情報<sup>\*3</sup>として既に整備されている各種ハザードマップ<sup>\*4</sup>等を土地利用や都市基盤施設整備等に反映させ、災害に強い空間づくりと災害時の避難や応急活動を支える空間づくりを基本とする防災と減災を意識した都市づくりを推進します。

### 1 大規模地震災害対策

#### ① 耐震化の促進

地震に強い安全な都市づくりを進めるため、建築基準法の新耐震基準が導入される以前(昭和56(1981)年5月以前)に建築された木造住宅の耐震診断・改修を促進します。また、同基準が導入される以前の既存建築物で、旅館・ホテルなど不特定多数の方が利用する建築物のうち、大規模建築物<sup>\*5</sup>を対象とした耐震化の促進を図り、防災施設・避難施設としての活用に備えます。さらに、ライフラインの耐震性を確保することで大規模地震に備えます。

#### ② 緊急輸送道路の確保

新耐震基準が導入される以前の既存建築物で、緊急輸送道路(国道1号、国道138号、県道75号)沿道の一定の高さ以上の建築物を対象として耐震診断・改修を促進し、災害時の避難や応急活動を支える緊急輸送道路の確保を図ります。

#### ③ 地震による火災への対策

地域の特性を考慮した防火地域、準防火地域<sup>\*6</sup>の指定により市街地における火災の被害拡大を防ぐように努めています。今後も建物の不燃化の促進、公園・緑地などの防災空間を利用して延焼対策を推進します。

#### ④ 災害リスク情報に基づいた整備

町内の地形地質の性状などから、地震による揺れやすさ、地すべり・がけ崩れ等の可能性といった災害リスク情報を土地利用や都市基盤施設整備等に反映させ、防災と減災を意識した都市づくりを推進します。

\*3 災害リスク情報…その場所での災害原因となる自然現象(地震・洪水・津波など)の発生する可能性と、そのような災害にさらされている人や資産等を示し、危険度等を表したもの。

\*4 ハザードマップ…地震や洪水、土砂災害などの自然災害が発生した場合の危険箇所や避難場所を記載した地図。

\*5 大規模建築物…建築基準法第6条第1項第2号と第3号に定める一定の大規模な建築物のことをいう。(1.木造の建築物で次の要件のどれか一つを満たすもの：①高さが13mを超える②軒高が9mを超える③階数が3以上④延べ面積が500m<sup>2</sup>を超える。2.木造以外の建築物で次の要件のどれか一つを満たすもの：①階数が2以上②延べ面積が200m<sup>2</sup>を超える。)

\*6 防火地域、準防火地域…都市計画において市街地における火災の危険を防ぐために指定する地域のこと。立地する建物構造の条件などに応じて、防火・準防火の区分が定められる。

## 2 火山災害対策

火山活動について、箱根山火山防災協議会を中心として産学官民が連携することで安全対策を推進し、火山との共生を目指します。

### ① 円滑かつ迅速な避難の実現

円滑かつ迅速な避難を実現させるために、火山防災マップによる町民や観光客などへの防災情報の提供や火山活動の観測・監視を強化して正確な情報を把握します。また、火山避難計画に基づく火山防災訓練を実施するなど、関係機関との連携を強化し、対応の実効性を高めることで、安全対策の向上を図ります。

### ② 噴火時や噴火に備えた施設などの整備

噴火による危険が差し迫った状態にある場合には、短時間に多数の町民や観光客などの避難が必要になることが想定されるため、あらかじめ、町民や観光客等の生命を守り身体への被害を軽減することを第一に考えて避難のための道路、公園や緑地等の整備を推進します。

## 3 土砂災害対策

### ① 安全・安心な都市づくりのための土地利用

神奈川県における土砂災害の危険度評価を考慮した土地利用を図るとともに、町民に対して土砂災害ハザードマップによる危険箇所の情報を提供して、土砂災害への防災・減災を推進します。

### ② 地すべり・がけ崩れ対策

地すべり・がけ崩れなどの土砂災害の主となる原因は、山岳部の一定地域に大量の雨水が集中することによる場合が多いため、山地崩壊を防止するために砂防工事や地すべり対策工事を促進します。



塔之澤の新緑

## 4 水害対策

### 1 浸水危険区域の周知

浸水危険区域については、周辺住民に対して、早川水系浸水想定区域図や洪水ハザードマップなどにより、当該地域が浸水危険区域であることを周知します。

### 2 早川の水害防止

大量の降雨時には、県と連携し、芦ノ湖湖尻水門の早期解放による事前放流を行うことで、早川の水害発生を未然に防ぐよう努めます。

## 5 凍雪害対策

### 1 情報の収集と通信手段の確保

大雪警報や暴風雪警報などに注意するとともに、凍結・降雪時における町内各所の情報を迅速かつ的確に入手します。また、その通信手段を確保するため適時情報通信手段の機能確認を行います。

### 2 情報提供体制の強化

町民への情報提供にあたっては、防災行政無線を積極的に活用し、通行止めや除雪状況などの情報提供の迅速化を図ります。また、観光客に対しては、箱根湯本駅や強羅駅などの主要駅、観光案内所での情報提供のほか、県政総合センターの協力のもと町外への情報発信に努めます。

### 3 凍雪害対策の強化

凍雪害対策のため、県は融雪剤や除雪機械などを保管した凍雪害対策基地を3箇所(木賀、湖尻、箱根)設置していますが、除雪、凍結防止作業の更なる強化を図るため、芦之湯において新たな基地の整備を促進します。

### 4 大雪時の体制

大雪警報や大雪特別警報の発令など、大量の降雪が予想される場合は、通常の大雪害対策本部の設置のほか、非常対策本部の設置を考慮した体制整備をし、被害の防止や軽減を図ります。

除雪作業などの実施にあたっては、国道・県道を管理する県や静岡県側の道路管理者と連携を図りながら、迅速な作業に努めます。

また、積雪による町民などの孤立に対しては、自治会等と連携して速やかに安否確認を行い、必要に応じて雪かきボランティア等の「共助」または、町職員等による「公助」により支援し、孤立状態の解消に努めます。

# 大規模地震災害対策現況図



## 第2章のまとめ

町全体に共通する都市づくり(全体構想)の考え方をまとめました。

本町の宝ともいべき豊かな自然環境を保全することを町の第一の使命として、自然との共生を基本的なスタンスに据え、土地利用、交通施設の整備、都市基盤施設、景観、防災対策のそれぞれの観点から都市づくりを進めます。

### 1 町全体に共通する都市づくり(全体構想)の構成と前提

都市づくりの前提として、町の第一の使命ともいえる「自然環境の保全」の考え方を示した上で、「土地利用」および「都市基盤施設の整備」など(交通施設の整備、都市基盤施設等の整備、景観の整備保全・形成、防災対策)の考え方を示しています。

### 3 「土地利用の考え方」

自然公園法や都市計画法、町の景観条例や景観計画などにに基づき、豊かな自然環境と優れた風致景観の保全を最優先とするとともに、快適で豊かな町民生活と国際観光地としての活力にあふれる社会経済活動が行われるよう、適正な制限のもとに秩序ある合理的な土地利用を図ります。

### 5 「都市基盤施設の整備の考え方」

「公園・緑地」、「公共下水道」、「河川」、「町公共施設」などの都市基盤施設は、自然環境や景観に十分配慮し、町民生活の快適性の向上を目指した適正な維持・管理を促進していきます。

### 7 「防災対策の考え方」

今後起こりうる自然災害に対し、町民や観光客の生命を守り、安全な生活と滞在が確保できるように、災害に強く、災害時の避難や応急活動を支える空間づくりを基本とする防災と減災を意識した都市づくりを推進します。

### 2 「自然環境の保全の考え方」

本町のもつ豊かな自然環境は、本町を支える最も大切な資産であり、今後も可能な限り保全し、自然との共生を基本的なスタンスとした持続可能な都市づくりの実現を図ります。

### 4 「交通施設の整備の考え方」

本町の骨格を形成する主要幹線道路や幹線道路は、誰もが安全、安心、快適な移動ができるよう整備を促進するとともに、災害面や観光面に対応する広域ネットワークの形成を図ります。生活に密着する町道は適切な維持管理を図り、ユニバーサルデザインに対応した歩行者空間の形成を目指します。また、観光と連携した公共交通の利便性の確保や駅などの交通拠点の機能充実を図っていきます。

### 6 「景観の保全・形成の考え方」

景観条例・計画の取組をより一層進め、「町民が箱根町に愛着と誇りを持って住み続けられる環境の創出」、「観光客がまた訪れたいと思えるような環境の創出」の具現化に向けて、町民とともに進める景観づくりを目指します。